様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第１面)

産業廃棄物処理計画書

２０２６年　６月　３０日

群馬県知事　殿

提出者
住所　群馬県館林市栄町３－１
氏名　正田醤油株式会社
代表取締役社長　正田　隆

電話番号　0276-77-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	正田醤油株式会社　館林東工場
事業場の所在地	群馬県館林市大島町東部工業団地6013
計画期間	２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業　　中分類：食料品製造業
②事業の規模	醤油生産量　33,649ｋL
③従業員数	１３１名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・汚泥 処理業者に委託 → 肥料化 ・動植物性残さ 処理業者に委託 → 肥料化 ・廃プラスチック類 処理業者に委託 → 再資源化または熱回収 ・廃酸 処理業者へ委託 → 生物処理 ・木くず 処理業者へ委託 → 熱回収 ・ガラスくず 処理業者へ委託 → 再資源化 ・金属くず 処理業者へ委託 → 再資源化

(日本工業規格　Ａ列４番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

環境管理責任者　品質保証部　部	廃棄物処理に関わる方針の決定。 IS014001推進。
廃棄物処理責任者　館林東工場 工場長	廃棄物処理に関する各種事項の決定承認。処理業者の選定・委託契約の締結。監督官庁への各種報告。
廃棄物処理担当者　館林東工場 副工場長	廃棄物管理状況の把握。廃棄物の分別・適正処理の推進、発生抑制・再生利用の検討。処理委託業者の現地視察。マニフェスト発行・照合確認・保管。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（２０２５年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
排出量	1279 t	356 t	39 t	22 t	0.7 t	0.4 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・再生を前提とした業者選定
・汚泥は排水処理管理適正化で発生量を抑える。
・動植物性残さと廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類については、有価物の割合を増やす。
・生産工程で発生する不適合品を減らして廃棄量を減らす。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
排出量	1215 t	338 t	37 t	21 t	0.7 t	0.4 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・汚泥は、排水処理管理の適正化で発生汚泥の減少を図る。
・動植物性残さは有価物化を進めて、委託処理量の減少を図る。
　水分が多い植物性残さは水分減少を図り、処理委託量を減らす。
・廃プラスチック類の分別を進めて、委託処理量の減少を図る。
・廃酸はミストラブルを減らし、受注管理を適正化し、委託処理量の減少を図る。
・金属くずは、すべて有価物として、産廃委託処理量を0トンとする。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
汚泥は専用のホッパーとコンテナを設置。
動植物性残さは専用コンテナを設置。
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類は再生利用分と熱回収分の置場を分けて設置。
廃酸は専用のコンテナを設置。ガラスくずは専用かごを設置。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
引き続き、分別を徹底していく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（２０２５年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

特に実施していない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

実施の予定はなし

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（２０２５年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
特に実施はしていない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

実施の予定はなし

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（２０２５年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

特に実施していない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

実施の予定なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（２０２５年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
全処理委託量	1279 t	356 t	39 t	22 t	0.7 t	0.4 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	526 t	0 t	27 t	21 t	0 t	0.4 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	1279 t	356 t	4 t	22 t	0.7 t	0.4 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	35 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・汚泥は、排水処理管理の適正化で発生汚泥の減少を図る。
・動植物性残さは有価物化を進めて、委託処理量の減少を図る。
・廃プラスチック類の分別を進めて、委託処理量の減少を図る。
・廃酸はミストラブルを減らし、受注管理を適正化し、委託処理量の減少を図る。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	廃酸	木くず	ガラスくず	金属くず
全処理委託量	1215 t	338 t	37 t	21 t	0.6 t	0.4 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	500 t	0 t	26 t	21 t	0 t	0.4 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	1215 t	338 t	4 t	21 t	0.6 t	0.4 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	33 t	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・汚泥については、排水処理管理の適正化で発生汚泥の減少を図る。
・動植物性残さは有価物化を進めて、委託処理量の減少を図る。
　水分が多い植物性残さは水分減少を図り、処理委託量を減らす
・廃プラスチック類の分別を進めて、委託処理量の減少を図る。
・廃酸はミストラブルを減らし、受注管理を適正化し、委託処理量の減少を図る。
・金属くずは、すべて有価物とする。

※事務処理欄

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。